



議会報

ならは



練習の成果が発揮できました。《小学校学習発表会:10/11(土)》

■ 平成26年9月定例会 9/16(火)～19(金)

- ▶ 平成26年9月定例会…………… 1～2ページ
- ▶ 平成25年度決算…………… 3～8ページ
- ▶ 町政諸般報告…………… 9ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】…………… 10～18ページ
- ▶ 臨時議会…………… 19ページ
- ▶ 全員協議会…………… 20ページ
- ▶ 委員会のうごき…………… 21～27ページ
- ▶ 議会の活動…………… 28ページ

平成26年
第166号
 11月1日
 発行

平成26年9月

平成25年度決算認定を含む21の案件が

提出された、報告2件、認定6件、同意2件、議案10件、発委1件の計21件の案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

平成26年度補正予算

【一般会計予算（第3号）】

歳入歳出予算に6億1,320万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ127億9,190万円とする。【全員賛成：可決】

【国民健康保険特別会計（第1号）】

歳入歳出予算に3億3,910万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ18億5,400万円とする。【全員賛成：可決】

【下水道事業特別会計（第2号）】

歳入歳出予算に2億2,400万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ5億7,200万円とする。【全員賛成：可決】

【介護保険特別会計補正予算（第1号）】

歳入歳出予算に5,821万8千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ9億4,471万8千円とする。【全員賛成：可決】

【後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）】

歳入歳出予算に100万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ2,500万円とする。【全員賛成：可決】

条例の制定・改正

子ども・子育て会議条例の制定

子ども子育て支援法施行に伴い、事務処理及び調査審議機関として子ども子育て会議を設置するため条例を制定。【全員賛成：可決】

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正

子ども子育て会議設置に伴い、委員の報酬等を規定するため改正。【全員賛成：可決】

災害対策本部条例及び柵葉町防災会議条例の改正

災害対策基本法改正に伴い、関係条例について所要の改正。【全員賛成：可決】

柵葉町議会基本条例の制定

地方自治の理念のもと、町民の意思を町政に的確に反映させ、議員の自己研さんや議員間の自由討議の展開に努めるとともに、町民に対して積極的に議会の持てる情報の公開と政策活動への多様な町民参加を推進するなど、活力ある開かれた議会を目指すため、条例を制定。【全員賛成：可決】

決算認定

《決算の詳細な内容等については3～4ページをご覧ください。》

平成25年度一般会計決算

歳入決算額 100億 599万円
歳出決算額 70億8,720万7千円
【全員賛成：認定】

平成25年度国民健康保険特別会計決算

歳入決算額 21億5,321万4千円
歳出決算額 18億8,492万3千円
【全員賛成：認定】

平成25年度下水道事業特別会計決算

歳入決算額 23億8,239万9千円
歳出決算額 20億9,883万9千円
【全員賛成：認定】

平成25年度住宅用地造成事業特別会計決算

歳入決算額 429万5千円
歳出決算額 0円
【全員賛成：認定】

平成25年度介護保険特別会計決算

歳入決算額 21億5,321万4千円
歳出決算額 18億8,492万3千円
【全員賛成：認定】

平成25年度後期高齢者医療特別会計決算

歳入決算額 2,079万1千円
歳出決算額 2,067万円
【全員賛成：認定】

工事請負契約

工事請負契約の変更

中満造成住宅地滑動崩落緊急対策工事の契約金額の変更。【全員賛成：可決】
〈変更理由〉

盛土材を購入土から採取土に変更したため減額。

檜葉町議会定例会

議決されました。【会期 9/16～9/19：4日間】

9月定例会



報告事項

平成25年度財団法人檜葉町振興公社の経営状況

福島県緊急雇用創出基金事業補助による学校給食や仮設住宅高齢者夕食配食支援事業、ターミナル・しおかぜ荘・道の駅ならはの施設管理、町民への温泉無料開放入浴、除染元請会社社員の宿泊等、町PRのためのイベント実践事業等の活動を実施し、事業継続を図っている。

総収入額	2億9,890万7千円
内訳：事業収入	2億2,519万4千円
補助金等	6,126万8千円
雑収入その他	1,242万9千円
総支出額	2億3,818万6千円
内訳：事業費	2億3,801万8千円
管理費	16万8千円

継続費の継続年度終了による精算

平成25年度に終了した下記事業の継続費の精算報告。

復興計画推進事業（一般会計）
〈平成24・25年度実績支出済額1,753万3,950円〉

損害賠償

物損事故に伴う損害賠償の額を定める

町道延木戸・袖山川原線上の段差のため、自家用車を破損させたことに伴い賠償額を定める。
賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険をもって充てる。

【全員賛成：可決】
・損害賠償額 63,504円

同意

檜葉町教育委員会委員の任命

〈教育委員会委員〉
住所 上小埜字寺後32
氏名 矢内 健太郎（再任）
【賛成10／反対1：同意】

固定資産評価審査委員会委員の選任

〈固定資産評価審査委員会委員〉
住所 井出字木屋141
氏名 斉藤 香（新任）
【全員賛成：同意】

平成25年度 一般会計

平成25年度の一般会計・特別会計の決算認定に先立ち、監査委員に

会計別・年度別決算の状況

一般会計における、歳入額は、前年度と比べ0.4%の減少、歳出額については11.6%の減少となりました。総務費、民生費、土木費、教育費の減少が主な要因となっています。

特別会計においては、国保特会、下水道特会、介護特会は、歳入歳出ともに前年度と比べ増加となりましたが、宅造特会については、歳入歳出ともに前年比増減はなく、後期高齢特会は歳入歳出とも前年度と比較して減少という結果となりました。

区分	年度	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C)-(D) (E)
一般会計	25	10,005,990	7,087,207	2,918,783	1,774,961	1,143,822
	24	10,043,736	8,013,785	2,029,951	1,217,604	812,347
国保特会	25	2,153,214	1,884,923	268,291		268,291
	24	1,863,808	1,439,705	424,103		424,103
下水道特会	25	2,382,399	2,098,839	283,560	59,624	223,936
	24	1,733,897	961,038	772,859	576,479	196,380
宅造特会	25	4,295	0	4,295		4,295
	24	4,295	0	4,295		4,295
介護特会	25	879,624	824,943	54,681		54,681
	24	836,345	779,805	56,540		56,540
後期 高齢特会	25	20,791	20,670	121		121
	24	21,736	21,574	162		162
特会小計	25	5,440,323	4,829,375	610,948	59,624	551,324
	24	4,460,081	3,202,122	1,257,959	576,479	681,480
合計	25	15,446,313	11,916,582	3,529,731	1,834,585	1,695,146
	24	14,503,817	11,215,907	3,287,910	1,794,083	1,493,827

(用語解説)

- ◆形式収支 歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
- ◆実質収支 形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。

特別会計決算審査

よる決算審査が行われ、9月定例会において意見書が提出されました。

一般会計及び特別会計を合わせた総計額での前年度比較では、歳入額が6.5%の増加、歳出額が6.2%の増加でした。

平成25年度の決算審査において、全体的に計数に誤りはなく、関係証憑等も整備され、予算の執行においてもおおむね良好であると認められました。

一方で檜葉町は財政構造改善を基として、弾力性の向上を図るという大きな課題を有しています。なおかつ、今後の復旧・復興事業においては、事業展開の加速化が求められることとされます。このことから、財源の確保には十分に考慮する必要があるとの結果となりました。

【単位：千円】

前年度実質 収支 (F)	単年度収支 (E)-(F) (G)	基金積立額 (H)	繰上償還金 (I)	基金取り崩し額 (J)	実質単年度収支 (G)+(H)+(I) -(J)
812,347	331,475	216			331,691
475,520	336,827	525		832,101	△ 494,749
424,103	△ 155,812				△ 155,812
302,381	121,722				121,722
196,380	27,556				27,556
8,248	188,132				188,132
4,295	0				0
4,295	0				0
56,540	△ 1,859				△ 1,859
102,904	△ 46,364	17,703		29,202	△ 57,863
162	△ 41				△ 41
105	57				57
681,480	△ 130,156	0	0	0	△ 130,156
417,933	263,547	17,703	0	29,202	252,048
1,493,827	201,319	216	0	0	201,535
893,453	600,374	18,228	0	861,303	△ 242,701

- ◆**単年度収支** 当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。当該年度(単年度)のみの実質的な収入と支出の差額を意味する。
- ◆**実質単年度収支** 単年度収支が実質的にどのようなものかを示すもので、単年度収支に含まれている実質的な黒字要素(積立金・繰上償還金)や赤字要素(基金取崩額)を除外したものの。

【平成25年度一般会計決算】

一般会計は歳入、歳出において、前年度と比較し減少しており、形式収支2,918,783千円、実質収支1,143,822千円、単年度収支331,475千円、実質単年度収支は331,691千円ともに黒字でした。

歳入総額 100億 599万円 (前年度比 3,774万6千円の減少)

歳出総額 70億8,720万7千円 (前年度比9億2,657万8千円の減少)

歳入歳出差引額は29億1,878万3千円

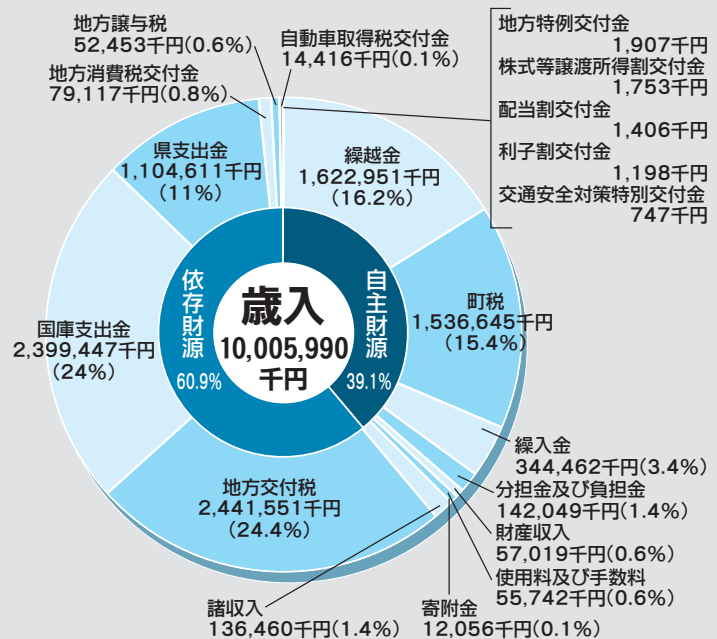
歳入内訳

【単位：千円】

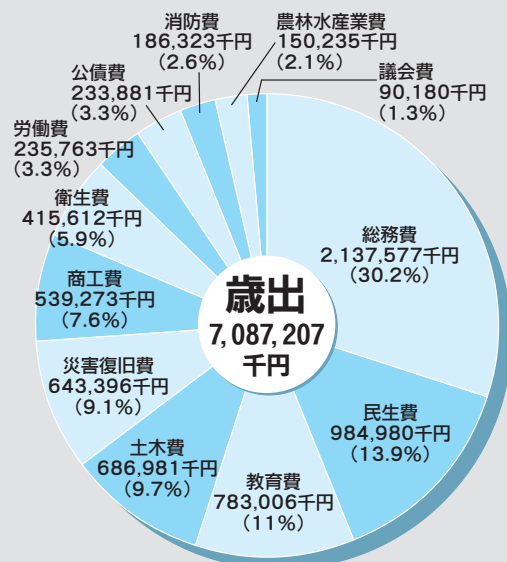
区 分		25年度 決算額
自主財源	町 税	1,536,645
	分担金及び負担金	142,049
	使用料及び手数料	55,742
	財産収入	57,019
	寄附金	12,056
	繰入金	344,462
	繰越金	1,622,951
	諸収入	136,460
	小計	3,907,384
依存財源	地方譲与税	52,453
	利子割交付金	1,198
	配当割交付金	1,406
	株式等譲渡所得割交付金	1,753
	地方消費税交付金	79,117
	ゴルフ場利用税交付金	0
	自動車取得税交付金	14,416
	地方特例交付金	1,907
	地方交付税	2,441,551
	交通安全対策特別交付金	747
	国庫支出金	2,399,447
	県支出金	1,104,611
	町債	0
小計	6,098,606	
合 計	10,005,990	

自主財源が39億738万4千円で歳入総額の39.1%を占め、前年度と比べ1億1,443万5千円の増加、構成比は1.3%増加しています。

また、依存財源は60億9,860万6千円で60.9%を占め、前年度と比べ1億5,218万1千円、1.3%の減少となりました。



歳出内訳



歳出決算状況は、前年度と比較して11.6%の減少となりました。

区別で前年度から著しい増加したものは、労働費(45.5%)、農林水産業費(190.7%)、商工費(198.9%)、災害復旧費(94.7%)となり、減少しているのは総務費(△31.9%)、民生費(△11.9%)、土木費(△47.3%)、消防費(△1.9%)、教育費(△7.1%)という状況でした。

【単位：千円】

区 分	25年度	区 分	25年度
議 会 費	90,180	土 木 費	686,981
総 務 費	2,137,577	消 防 費	186,323
民 生 費	984,980	教 育 費	783,006
衛 生 費	415,612	災 害 復 旧 費	643,396
労 働 費	235,763	公 債 費	233,881
農 林 水 産 業 費	150,235	合 計	7,087,207
商 工 費	539,273		

財政健全化の取組

財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は前年度より15.8%減少。公債費負担比率は望ましい比率値をクリア。財政力指数は望ましい比率値1.0を下回り、昨年同様、普通交付税の交付団体となっています。実質収支比率は前年度より11.6%増加となりました。

このことから、公債費負担比率を除く経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数において、望ましい比率値とはいえ、今後の推移について注視を要する結果となりました。

《財務分析比率》

【単位：千円・%】

		望ましい比率値	24年度	25年度	増減
経常収支比率		75%以下	119.9	104.1	△ 15.8
公債費負担比率		10%内	3.5	3.4	△ 0.1
財政力指数		(過去3年間平均値) 1.0	0.925	0.89	△ 0.035
実質収支比率		3%~5%	29.2	40.8	11.6
翌年度以降財政負担額			2,527,427	2,314,887	△ 212,540
内 訳	地方債残高		2,141,207	1,937,472	△ 203,735
	債務負担行為及び準ずる負担額残高		386,220	377,415	△ 8,805

(用語解説)

- ◆経常収支比率 町税や地方交付税など一般財源に対する、人件費や扶助費など必ず支出しなければならない経費の割合。100%に近いほど財政にゆとりがないことになる。
- ◆公債費負担比率 公債費（借金の返済額）の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。
- ◆財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことを示している。
- ◆実質収支比率 その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（形式収支から繰越すべき財源を差し引いたもの）、つまり市町村の「黒字」または「赤字」を意味する。

財政健全化に関する法律に基づく指標

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ともに檜葉町は国の基準範囲をクリアしています。

指標名	平成25年度 檜葉町	健全化基準値(上限)	
		当町に適用される 国の基準値	国の基準範囲
実質赤字比率	黒字	15%	(財政規模に応じ) 11.25~15%以上
連結実質赤字比率	黒字	20%	(財政規模に応じ) 16.25~20%以上
実質公債費比率	6.4%	25%	25%
将来負担比率	-%	350%	350%

(用語解説)

- ◆実質赤字比率 自治体が自由に使える収入の標準額に対し、一般会計と、下水道等公営事業会計を除く特別会計の赤字額の合計がどの程度かを示す割合。
- ◆連結実質赤字比率 自治体が自由に使える収入の標準額に対する、公営事業を含む全会計の赤字額の合計の割合。自治体財政の「全体像」をとらえるのがこの指標の目的。
- ◆実質公債費比率 自治体の収入に対する負債返済の割合。18%以上は借金のための国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限。
- ◆将来負担比率 自治体が将来負担する必要がある実質的な負債額が、自治体の財政の大きさに占める割合

【特別会計決算】

◆国民健康保険特別会計◆

歳入額については、前年度より2億5,328万2千円増加となりましたが、自主財源である保険
 税収入は昨年同様、震災に伴う減免措置がとられたことで、7,996千円に留まり、歳出額につい
 ても、前年度より1億3,156万円の増加となり、特に療養諸費の増加は、震災に伴う過酷な状況
 下での避難生活に起因するものと思料されます。

【歳入内訳】

【単位：千円】

区 分	決 算 額
保 険 税	38,233
国 庫 支 出 金	1,127,798
県 支 出 金	85,022
療 養 給 付 費 交 付 金	37,017
前 期 高 齢 者 交 付 金	151,298
共 同 事 業 交 付 金	200,234
一 般 会 計 繰 入 金	88,430
基 金 繰 入 金	0
繰 越 金	424,103
そ の 他	1,079
合 計	2,153,214

【歳出内訳】

【単位：千円】

区 分	決 算 額	
総 務 費	24,916	
保 険 給 付 費	1,184,526	
内 訳	療 養 諸 費	1,171,443
	高 額 療 養 費	128
	そ の 他 の 給 付 費	9,982
	審 査 支 払 手 数 料	2,973
基 金 積 立 金	-	
後 期 高 齢 者 支 援 金	152,646	
前 期 高 齢 者 納 付 金	179	
老 人 保 健 拠 出 金	5	
そ の 他	522,651	
合 計	1,884,923	

◆下水道事業特別会計◆

本年度歳入額は、前年度に比較し6億4,850万2千円増加、歳出額は前年度より11億3,780
 万1千円増加しています。

増加となった主な項目について、歳入では前年は実績がなかった分担金及び負担金や県支出金な
 どが計上され、使用料及び手数料・国庫支出金などでも大きな増加がみられました。歳出では、公
 共下水道事業費や災害復旧費など、復旧に関わる予算に大幅な増加がみられました。

下水道事業は今後、復旧・復興事業の拡充及び進捗に伴い、施設管理費の増大化が懸念されるこ
 とから、将来にわたる財政負担等の検証が求められると思料する結果となりました。

【歳入内訳】

【単位：千円】

区 分	決 算 額
分 担 金 及 び 負 担 金	1,851
使 用 料 及 び 手 数 料	7,907
国 庫 支 出 金	1,071,759
県 支 出 金	330
繰 入 金	372,042
繰 越 金	772,859
諸 収 入	5,451
町 債	150,200
合 計	2,382,399

【歳出内訳】

【単位：千円】

区 分	決 算 額	
総 務 管 理 費	97,030	
内 訳	一 般 管 理 費	23,366
	施 設 管 理 費	73,664
公 共 下 水 道 事 業 費	202,811	
災 害 復 旧 費	1,509,857	
公 債 費	289,141	
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	
合 計	2,098,839	

◆住宅用地造成事業特別会計◆

本特会は、前年度同様、当町の現状から事業は休眠状態にあるため、歳入額は前年度からの繰越金4,295千円のみで、歳出額はありませんでした。

◆介護保険特別会計◆

歳入は、保険給付費充当財源である国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金などとなっています。

歳出においては、保険給付費が歳出総額の79.4%（前年度73.9%）を占めている状況。本年度においても、東日本大震災及び原子力災害に伴う減免措置が取られたため、保険料並びに使用料及び手数料の計上はありませんでした。

【収入内訳】 【単位：千円】

区 分	決 算 額
保 険 料	0
使 用 料 及 び 手 数 料	0
国 庫 支 出 金	393,427
支 払 基 金 交 付 金	190,536
県 支 出 金	112,611
財 産 収 入	0
寄 附 金	0
繰 入 金	125,267
繰 越 金	56,540
町 債	0
諸 収 入	1,243
合 計	879,624

【支出内訳】 【単位：千円】

区 分	決 算 額
総 務 費	30,868
保 険 給 付 費	655,124
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	0
保 健 福 祉 事 業 費	69,190
地 域 支 援 事 業 費	11,978
基 金 積 立 金	20,764
公 債 費	0
諸 支 出 金	37,019
予 備 費	0
合 計	824,943

◆後期高齢者医療特別会計◆

決算状況は下記の表のとおりとなりました。

歳入については、繰入金と諸収入が主なものとなっております。なお、諸収入は健診受託事業収入等でした。

歳出は、納付金が、歳出総額の88.5%を占めており、これは広域連合への納付金で、保険料徴収分並びに軽減分となっています。

【収入内訳】 【単位：千円】

区 分	決 算 額
保 険 料	0
使 用 料 及 び 手 数 料	0
繰 入 金	19,454
繰 越 金	162
諸 収 入	1,175
合 計	20,791

【支出内訳】 【単位：千円】

区 分	決 算 額
総 務 費	1,149
衛 生 費	1,165
後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	18,298
諸 支 出 金	58
予 備 費	0
合 計	20,670

= 町政諸般報告 =

9月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

【『一般社団法人ならはみらい』設立】

報告
1

榑葉町の復興に向け町民や地元企業が行政とともに協働する身近な組織となってまちづくりを主導する役割を担っていきます。

現在、当法人は、いわき明星大学 大学会館内に事務所を置き、ホームページやブログを通じた情報発信、各種申請の受付業務、町民参加イベントの企画・運営などの取組みを始めています。

【双葉郡町村対抗野球大会及び榑葉町町内野球大会・絆・益野球大会開催】

報告
2

7月27日に双葉郡町村対抗野球、8月15日には、震災以降中断していた榑葉町町内野球大会・絆・益野球大会が、榑葉町総合グラウンド内のならは球場において開催され、どちらの大会も熱戦が繰り広げられました。

【榑葉町仮設商業共同店舗『ここなら商店街』開店】

報告
3

7月31日からスーパーマーケット1店舗、飲食店2店舗が、榑葉町役場西側駐車場内に設置された共同店舗において営業を開始しました。

開店以来、大変ご盛況をいただいています。

【(仮称) ならはスマートインターチェンジ事業着手】

報告
4

8月8日付けで国土交通大臣より連結許可を受け、事業が着手されることとなりました。国土交通省・福島県・東日本高速道路(株)と榑葉町が連携し、平成30年度末の供用開始に向け推進していきます。

【『県立の仮設診療所』県と合意】

報告
5

榑葉町の復興の拠点となる「コンパクトタウン(北田地内)」内に設置することで、県と合意をしました。

平成27年度内の診療開始に向け、県及び関係機関と協議を進めていきます。

【原子力施設監視委員会の設置】

報告
6

町独自の原子力の安全性への監視体制を構築すべく設置、9月5日に1回目の会議を専門的な知見を有する委員5名と国、県、事業者の出席のもと開催しました。

【『榑葉町敬老会』開催】

報告
7

9月7日、天気はあいにくの雨となってしまいましたが、県内外から約500名もの方々の出席をいただき、盛大に開催されました。

【残置廃瓦処理事業の受付開始】

報告
8

これまで、皆さまから要望のありました、残置廃瓦の処理について、関係機関との協議が整ったことから、7月30日より受付を開始し、順次処理を進めています。



◆ 営農再開について

問 帰町後の営農再開をどのように考えているか。

答 (町長) 当面、楢葉町農業復興組合等を中心とした農地保全を進めながら、JA等と連携し、水稲・園芸・畜産の各分野で、やる気ある担い手の育成等に取り組んでいきたい。

問 農業人口が減少すると考えられるが、その対策は。

答 (町長) 行政区において集落営農座談会等を開催し、合意形成が図られた地区において、農業用地利用改善団体を設立。また、楢葉町農業復興組合や各関係機関と協議しながら、農業者が減少しても農地が荒廃しない仕組みづくりを早急に検討していく。

問 大型農機を購入するときの補助制度などは考えているか。

答 (産業振興課長) 町としても、補助事業等を精査しながら示していきたい。

問 実証栽培で収穫したコメ及び野菜の放射能濃度は。

答 (町長) 玄米の放射性セシウムは1kg当たり不検出～16.6ベクレルと極めて低い状況。

野菜は非結球性葉菜類のホウレンソウ、結球性葉菜類のキャベツ、アブラナ科花蕾類のブ

ロッコリー、カブ類の小カブの4品目を選定し、上繁岡、繁岡地区の4カ所で実証試験を実施。全ての検体において基準値を下回った。

問 風評被害について、県やJA等と対策の打ち合わせはしているか。

答 (町長) 消費者に検査体制を直に確認していただく機会を設けるほか、国・県、JA等関係機関に息の長い風評被害払拭の対策を講ずるよう要望、要請をしたい。

問 稲作に代わる作物の考えは。

答 (町長) 当面は飼料用米を推進し、風評被害の影響も考慮しながら方向性について検討したい。

問 バイオエタノールの製造、その残りかすはバイオマス燃料として発電する方法もあるが町の考えは。

答 (町長) バイオエタノールの製造やその食品残渣の利活用については、専門的な意見など、その可能性等について検討したい。

◆ 追加被ばく線量について

問 除染後の線量率から換算した年間の被ばく線量はどのくらいか。

答 (町長) 除染後の空間線量率は、行政区別平均、地上1mで時間当たり0.25 μ Sv～0.64 μ Sv、平均では0.38 μ Sv。屋内で16時間、屋外で8時間生活すると仮定し、年間約1.1mSv～約3.2mSv、平均で約1.8mSvと推計できる。

問 特例宿泊で得られたデータから算出した年間の被ばく線量は。

答 (放射線対策課長) ゴールデンウィークの数値は、0～0.5mSv未満が15名。0.5～1が26名、1～1.5が43名、

1.5～2が16名、2～3が7名、3～4が3名、4～5が1名という結果。直近のお盆では、0～0.5が6名、0.5～1が25名、1～1.5が59名、1.5～2が20名、2～3が11名、3～4が2名、4～5が2名という結果であった。

問 楢葉町役場で働いている職員の被ばく線量はどのくらいか。

答 (町長) 6月から8月までの月最大積算線量は80 μ Svとなり、これを年換算した場合、0.96mSvという結果。

問 町内で営業している会社(建設・ガソリンスタンド・農機修理等)で働いている人の被ばく線量はどのくらいか。

答 (町長) 事業主が原則管理することとなっているため、町として直接把握はしていない。

問 追加被ばく線量の長期目標「年間1mSv以下」はここ数年で達成できる数値とは考えられない。帰町時期までに現実に近い値を町民に知らせるべきと思うが。

答 (町長) 早期にお示しできるよう、引き続き国へ求めてまいりたい。

問 帰町後の町民の被ばく線量管理はどのように行うのか。

答 (町長) 積算線量計貸出やホールボディカウンター(WBC)の受診を継続的に進め、支援員など町民の負担の軽減も検討しながら実施していく。

問 WBCの受診者数とその結果及び受診者数を増加させる対策について。

答 (町長) 8月現在、累計2,557名が受診し、異常が見られた方はいなかった。健康教育や健康相談、広報紙等で周知するとともに、WBC検査車を活用しながら、町民が身近なところで検査できるような体制整備を図ってまいりたい。



◆除染について

問 飲料水（水道水）等の安全、安心の確保が将来的に大丈夫なのか。

答（町長）飲料水は適切な管理のもと供給されており、安全は確保されているものと考えているが、さらなる安心対策として、取水時の高頻度の放射性物質検査機器設置や木戸ダム除染について、引き続き国に求めている。

問 フォローアップ除染で効果が認められない場合の町の対策は。

答（町長）町としては、時間当たり0.23 μ Svを超える環境は除染の対象と考えているので、適切な措置を国へ求めてまいりたい。

問 国は個人被ばく線量に基づいた除染の新方式について、町村の判断に委ねるとしているが町の判断は。

答（町長）町としては正式には聞いていない。現在のところ、時間当たり0.23 μ Svを超える環境は除染対象と考えている。

問 囲いの木について、町民が要請している場所等の再測定や伐採を環境省へ要請する考えがあるか。

答（町長）囲い木が線量率に影響があると考ええる住民が多いことは認識している。引き続き国と協議いく。また、再モニタリングは事後モニタリングでも対応可能。さらに町役場庁舎内に環境省の相談室を開設し、相談に対応できる体制が整っていると考えている。

問 囲い木を個人で伐採した結果下がったと言う話しも聞いている。要請がある場合伐採するよう環境省に対し町として強く要請していただきたい。

答（放射線対策課長）住民の不安の解消ということも考え、町としても国とさらに協議を進めながら、こういった方法が可能か引き続き検討させていただきたい。

問 環境省は、生活空間に近い河川敷等に限り除染を実施するとしているが、井出川、木戸川の河川敷の除染範囲は。

答（町長）国による環境回復検討会において、一般公衆の活動が多い施設（河川内の公園やグラウンド等）は周辺的生活圏と空間線量率を比較し、必要に応じて除染を実施するとしている。町としては、河川を含め生活圏以外の除染も必要と認識しており、その手法や方向性を引き続き検討するよう国へ求めていく。

問 井出川、木戸川はアユ・サケの名所、夏になればバーベキュー、山では山菜採りなど生活と密接にかかわりあっている場所について、町として強力に要請しているのか。

答（町長・放射線対策課長）町としては、そこも生活圏ということで、除染について今までも強く要望してきたが、引き続き要望に努めていく。また、除染だけでなく、住民が危惧している部分は今後もしっかりと要望を続けていきたい。

問 以前、井出川河口付近から、高線量の物体が発見されたが、安全、安心確保のため再度、調査をやる必要があると思うが。

答（町長）再調査は実施されていないが、現在行われている事後モニタリング、今後予定されている追加除染やフォローアップ除染の際の調査、また、沿岸部の災害復旧事業や防災事業において、同様の高線量破片が確認された場合は、適切な対応を国と東京電力へ求めてまいりたい。



以前の木戸川の風景



◆除染の新方針について

環境省は、今まで除染の目標として、空間線量値を基準に年間1 mSv (0.23 μSv) を目指してきたが、今後は個人の被ばく線量の実測値に切り替えるとの方針を発表した。

この方針変更は、既に除染を進めてきた自治体の混乱を招くと同時に除染基準の緩和に繋がるものと思われるが、以下についてお尋ねしたい。

問 新方針の内容について。

答 (町長) 町としては、福島市、郡山市、相馬市、伊達市と国との勉強会の成果として公表されたものと理解しており、国が除染の目標値を切りかえたという認識は持っていない。長期的には年間追加被ばく線量1 mSv を目指し措置が行われるものと考えている。

問 方針変更となった場合、国や行政に対する不信感が出てくると思うが。

答 (放射線対策課長) 0.23 μSv ということで住民に深く浸透しているの、我々としてもこの数字にこだわりながら、しっかりと国に求めてまいりたい。

問 個人の測定実測値について、町でガラスバッジなどを配付し、実測値をはかっているが、その方法等について説明いただきたい。

答 (放射線対策課長) 配布後、一度回収しデータを収集、更生後改めて配布する。蓄積したデータを年に換算し、年間の推定被ばく線量を予測している。

問 新方針に対する町の考えは。

答 (町長) 町としては、個人被ばく線量の考え方として、参考的なものと考えている。

◆原発の安全性について

第一原発の廃炉・汚染水対策として燃料の取り出し・地下水バイパスやトレンチ内の高濃度汚染水の除去作業、さらには3号機のガレキ処理等によって、放射性物質が南相馬市の稲穂に付着していた問題等、町民にとって「原発は本当に大丈夫か。」といった不安な状況が続く中、町では原子力施設監視委員会を設置し、原子力施設の現状を的確に情報伝達し、より正確な情報を町民の皆さんに発信するとしている。

このことに関し、お尋ねしたい。

問 第一原発の現状は。

答 (町長) 現在、汚染水対策や燃料取り出し、地下水バイパス等様々な課題が山積している状況。特に昨年8月に起った敷地外への放射性物質の飛散に伴う南相馬市の稲穂への影響については、因果関係ははっきりしていないとはいえ、原発事故の収束作業に起因する可能性が疑われることから、徹底した原因究明と再発防止を求め、

何らかの事象があった場合、

関係機関と連携して町民の安全を第一に対応してまいりたい。

問 町に設置されているダストサンプラー等の運用について。

答 (環境防災課長) 福島県でダストモニターを繁岡地区に1カ所、上小埜地区に1カ所設置。また、ダストサンプラーが役場駐車場に設置されており、基準値以上の場合、町に連絡が入ることとなっている。

問 原子炉の燃料の取り出しについて、熔融燃料が格納容器の底部に散乱しアームを伸ばして燃料を取り出す手法がとれなくなってしまうという厳しい事態にあるわけだが、東電から町に対して説明を受けているのか。

答 (環境防災課長) 詳細な説明はない。リスク等の内容も含めて、町にも知らせていただき、町民にも公表できるよう申し入れてまいりたい。

問 9月5日に発足された原子力施設監視委員会の内容について。

答 (町長) 福島第一原子力発電所の廃炉の取組、第二原子力発電所の冷温停止作業が確実に進んでいるか等について、有識者により定期的に確認し、議論の結果を報告、その内容をもとに町の原子力防災対策への反映あるいは必要に応じて東京電力や国への要望を行う目的で設置している。

問 有識者ということは、町民の意見等は、この委員会には反映されないということか。

答 (環境防災課長) 町民の方の特に不安になっている状況などを把握しながら、委員会の議論の内容に反映してまいりたい。



◆再び問う「帰町判断」に係る考え方について

町長は「帰町の判断」について、町はこれまで様々な復興施策を実施し、帰町の考慮条件として除染効果など24項目を挙げており、それぞれ概ね達成していると、帰町の時期を平成27年春以降としている。

そこで以下について問う。

問 今後の重点施策のひとつに「飲料水の安全・安心」を挙げ、木戸ダムの除染を国に要望しているが、見通しはどうなっているのか。

答 (町長) 町民の不安の根底にあるものは、木戸ダム湖底に放射性物質を含む泥が存在することに起因していると認識している。現時点において具体的なダムの除染方法について、提示はされていない。引き続き国へ除染に向けた方向性を求めていきたい。

問 木戸ダムの除染は現実的に実現できる可能性は。

答 (町長) 技術的なものが厳しいとはいえ今後の生活にも支障

をきたすこともあるので、引き続き関係省庁等に要望していきたいと考えている。

問 木戸ダムを除染しても周辺の森林等から再び汚染土壌が流れ込む。木戸ダム除染が抜本的な解決となるのか。

答 (町長) 意図するところも十分理解をするところではあるが、これは引き続き求めていかなければいけないと考えている。

問 飲料水の購入費用等の助成などをして帰還を促す考えはあるか。

答 (町長) 現在、飲料水の安全は確保されていると認識しているため、現時点では考えていない。誤解を少しずつ消していくことが重要。

問 町長は帰町の時期を「平成27年春以降」としているが、春以降、1年後なのか2年後なのか、条件が整わなければ何年も帰らないのか、町民にとっては見通しがつかない中、漠然とした精神状態が続いている。目指す時期を明らかに提示すべきと思うが。

答 (町長) 帰町を目指していくに当たっては、不安の払拭や住宅再建など帰町に向けた環境整備の進捗によって帰町時期が早ければ平成27年春あるいは条件が整わなければそれ以降にならざるを得ない。町民の皆さまには帰町や生活再建に向けた準備を進めていただきたいと考えている。

問 国は27年度の3月に照準を合わせているようなニュアンスを見受けられるが、町としては国とどのような復興についての話がされているのか。

答 (町長) ある意味命がけで我々は町の復興に向けて考えているというような話をさせていただいている。町民の立場に立って慎重には慎重を期して検討を重ねている。

問 復興計画と避難解除時期はどのような関係にあるのか。また、町民はどのような役割を担っているのか。

答 (町長) 復興計画第二次において、平成26年春に帰町の判断を行うことを位置づけ、去る5月29日に表明をさせていただいた。

町民の役割については、今なお課題が山積している当町にとって、行政のみでは成し遂げられないことも多々あることから、多くの町民が町の再建などの取組に主体的かつ積極的に参画していただくことが重要であると考える。町民の主体的な協力と参加の新たな仕組みを構築していきたい。

意見 行政において町復興のため様々な政策を行っている。しかし、町民の主体的な参画無くして町の存続はない。その町民の役割を引き出すためにも町長、町政、議会の信頼関係がなければ非常に難しいと考える。

町は瀕死の状態となったが倒れたわけではない。復興を目指し、必ずや町がよみがえるものと信じている。



◆**帰町は町民が安全のみならずいかに安心と確信するかにかかっている。**

檜葉町の再生・復興の最終目的は、町民が帰町することであるのは言うまでもない。事故以前の大部分の町民が帰町しなければ町は消滅する。

町民に安心して帰町してもらうには、単に数値基準の安全だけではなく、安心できるようにしなければならない。

については次のことを問う。

問 自家消費の野菜等も含め、除染により、町民が安心できる水準まで線量が低減しているか。

答 (町長) 除染により国が長期的な目標としている線量までは平均としては達成できていないが、431戸、約17%の住宅では時間当たり0.23 μ Svを達成している。除染終了後、時間が経過している地域があり、事後モニタリングの結果をもとに檜葉町除染検証委員会において再度評価し、町民に安心できる取組を進めてまいりたい。

食品分析結果から野菜などについて、摂取可能な品目がふえてきている。非破壊型検査機器の導入など安全を確認して摂取

できる体制を整えていきたい。

問 最も線量が高い品物について。

答 (放射線対策課長) 平成26年度の測定結果において山菜類でコシアブラが6,256.5Bq、果実類では梅が124.78Bq、その他で高いものは、イノシシの肉で一番高いもので1,476.2Bq。

問 町民が帰町した際の検査体制で機材が何台あるかなども含め対応できるのか。

答 (放射線対策課長) 現在、公民館に簡易分析器が6台、ゲルマニウム半導体検出器が1台、また、今年度中に非破壊型検査機器を導入する予定であり、十分対応できると考えている。

問 食べ物や住環境など子供たちの安全は確保できるのか。

答 (放射線対策課長) 通常生活することも園の環境について、国の基準値以下ということで除染は終了している。1日の行動記録等による線量予測など、保護者の方が安心できるような取組を進めてまいりたい。

問 住環境の安心について、除染していない家の中は、線量が低減していない状況にあるか。

答 (町長) 室内汚染密度調査の結果からも室内に存在する放射性物質が空間線量に与える影響は少なく屋外の放射性物質を取り除くことが重要と考えている。また、汚染等の被害のある住宅については、現在、室内清掃等の申し込みを受けているところ。

問 発足した復興会社「ならはみらい」と町での復旧・復興をど

の様に協働していくのか。

答 (復興推進課長) 行政だけでは立ちかない部分など、住民や企業が参画し取組を進めるため「ならはみらい」を設立。現在、各種コールセンター業務や町民号などを行っている。失われたきずな、安心、活力の部分を取り戻すため連携しながら取組んでいきたい。

問 原発の安全について、東電の後片付け撤去作業の放射性物質飛散や水素爆発による飛散の状況は。

答 (町長) 現在、対策として事業者から飛散防止剤の散布や放射性物質濃度の監視強化、タイムリーなデータ公表、さらには慎重な作業を行うための十分な時間の確保などが示されている。町としては、事業者に対し飛散対策の徹底について求めていく。

問 緊急事態が起こった場合に、住民が安全に避難できる体制ができていくか。

答 (町長) 5月に檜葉町地域防災計画(原子力災害対策編)を改定、福島県原子力災害広域避難計画をもとに暫定的な避難計画を策定。今後、福島県と連携し実効性のある各種避難マニュアルや避難計画の作成を進める。

問 町では木戸ダム湖底の泥を取り除くこと等を求めているが、その後の経過は。

答 (町長) 現時点において具体的なダムの除染の方法について提示されていないが、引き続き適切な管理と水の安全を堅持をし、安心を得られる対策・対応を進めていく。



◆帰町後安心して生活できる環境の整備

避難生活も3年半になろうとしている、町では来春以降に帰還宣言をするとなっているが、帰還後の町民に対する安定的な環境の確保のため、どのような体制を考えているのか以下について問う。

問 町長は、予てより檜葉町の原風景を取り戻すと言っている。来春以降までに、原風景を取り戻すことが出来るのか。

答 (町長) 震災前の原風景を取り戻すことに全力を尽くすのは当然のことながら、新生檜葉の創造を掲げ、新しい魅力ある復興のモデルタウンを目指して日々取り組んでいるところ。

問 帰町に対する最新のアンケート調査は行っているのか。

答 (復興推進課長) 震災以降、5回ほど実施しており、直近のものは26年1月に実施している。今後、10月の実施に向け進めているところ。

問 中間貯蔵施設について、完成しなければ除染廃棄物は搬出に

至らない。仮置き場からの搬出はいつごろとなるのか。

答 (町長) 町としては、国・県・当該町も多分に関係してくるため、協議をしながら進めてまいりたい。

問 町では災害公営住宅の建設を考えているが、現在、公営住宅の入居希望者の数はどの程度か。また、建設戸数はどの程度か。

答 (町長) 災害公営住宅について、入居希望は32戸。地震被災者向けの災害公営住宅について、入居希望は135戸。建設戸数は現在、災害査定の実施を国に依頼しており、既存の町営住宅の復旧との整合性をはかりながら整備を進める。

問 家を壊して災害公営住宅に入りたいという方もいる。そういう人たちのための基礎支援金や追加支援金等はあるか。

答 (建設課長・生活支援課長) 半壊に満たない住宅・生活環境上支障がある住宅等についても、一定の要件にあてはまれば国で解体していく予定であり、現在、町としても国に強く要望を続けている。

半壊で家を壊して公営住宅に入居する場合、家を壊した段階で複数世帯であれば100万、単数世帯であれば75万が該当、公営住宅は5年後に買い取りができる。その際に追加加算金が該当する。

問 県営仮設診療所が27年度中に開業できる見通しとなっているがその状況について。

答 (町長) 当町の復興拠点であるコンパクトタウンに設置することで県と合意に達している。平成27年度中に診療が開始できるよう求めてまいりたい。

問 川内村までの道路改良などにより双葉地方の復興・共存ができる状況になると思われるが。

答 (副町長) 県立仮設診療所は双葉郡内の人たちを診るという発想のもと、復興拠点たる檜葉町に設置することを考えると、広域の道路網の体制について要望していく必要性を感じる。

問 帰還後の医療の無償化は、当面どの位の期間考えているか。

また、各租税に関する免税と減免の措置は考えているか。

答 (町長) 現在、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び一部負担金並びに介護サービス利用者負担金が免除になっている状況。区域見直し後の取り扱いは示されていないが、引き続き、継続を国・県に要望していく。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等の減免について措置を行ってきているところ。

帰還後の町税等について、避難指示解除の翌年から3年間、固定資産税は2分の1課税、その他の町税は通常課税を行うこととなっているが、住民の帰還状況、町における役務の提供状況など考慮すべき事項があることから、国からの財政支援の継続を要望しながら、取り得る措置について検討を続けてまいりたい。



◆ 県民健康調査による檜葉町の甲状腺の調査について

福島県の「県民健康調査」によると、原発事故当時18歳以下の子どもたちについて、今年3月末までに、約30万人の甲状腺超音波検査がなされ、90名の子どもたちが甲状腺腫瘍「悪性（ガン）または悪性疑い」と診断され、51名がすでに手術を受けたと報告されている。

それ以外にも1,000名以上が通常診療での経過観察が必要と診断されている。

県では、二次検査以降の経過観察・検査・手術とその後の治療・経過観察は保険診療としている。また、県では、震災当時18歳以下には「子育て支援」による医療支援を行っているが、19歳以上は対象から省かれ、医療費自己負担が生じている。

よって、以下の点について伺う。

問 檜葉町の調査状況はどのようになっているか。

答（町長）甲状腺検査は18歳以下の子供を対象に福島県が実施しており、平成26年3月現在、

対象者1,432名の内、受診者は1,153名、受診者で2次検査対象者7名のうち6名が受診、悪性若しくは悪性の疑いのある方はいなかった。

未受診者については聞き取り等を行い、県と連携して受診しやすい体制づくりに取り組んでまいりたい。

問 震災当時18歳であった方のその後の検査はしているのか。

答（住民福祉課長）当時18歳以下の子供については年に1回甲状腺検査を実施し、20歳以上になった方については5年に1回の甲状腺検査実施を予定。

問 町民の健康ということを考えればデータは町でも共有しておかなければならないのではないかと。

答（住民福祉課長）甲状腺検査については、県が事業主体となって実施し、このデータを各市町村が共有するという状況。個々の記録は、町のシステムの中で管理をしていく。

問 19歳以上の甲状腺に関わる医療費の無料化を町としてはどのように考えているか。

答（町長）甲状腺精密検査及び治療の無料化については、県及び関係機関と連携を図りながら国へ要望していく。

問 子育て支援制度を見直し、被ばくさせた国の責任に基づき、震災当時18歳以下の住民に対し継続的に医療費を無料化にすべきと思うが。

答（町長）現在無料で受診できる体制にはなっているものの、検査の結果、異常があった場合には、原子力発電所の事故との因果関係が示されていないことから、通常の医療行為とされている状況。原発事故を受け、将来の健康への不安が生じているのも事実であることから、無料化に向け国・県に対してしっかりと要望していきたい。

問 甲状腺WBCの受診を学校の健康診断のときにやるべきと思うが。

答（教育総務課長）現在は行なわれていない状況だが、検査車なども踏まえ検討したい。

◆ ネズミの駆除について

問 家を取り壊す予定のネズミ駆除はしないということだが、駆除しないと解体をする時に隣接する家屋に入り込むことが考えられる。取り壊す前にネズミを駆除すべきと思うが。

答（町長）屋外用の駆除資材（バイトボックス）を配布し、流入を防ぐための対策を講じているところ。

◆ 堂後地区の宅地分譲について

問 堂後地区の分譲地の販売を予定していると説明を受けたが、その後、どのようになっているのか伺う。

答（町長）10月を目途に分譲受け付けを開始したいと考えている。



◆帰町前に成すべき事について

問 ダム湖底の汚泥除染について。

答 (町長) 現時点、具体的な方法は提示されていないが、環境大臣へは木戸ダムの除染と同時にダム湖の詳細な実態調査についても要望している。

問 町民は物理的・科学的に安全でも精神的に水を飲めないと感じている。安心まで持つていくには、ダム湖の泥を取ったほうが良いと思われる。ダム湖の水の流域面積は224.8km²だがそれを全部除染するのか。

答 (町長) そういった技術的な面も含めて検討していただくように要望をしている。

問 帰町後における生活圏内の河川や田畑周辺の山林など、未除染のところがあるが、今後の森林・河川等の除染のあり方について伺う。

答 (町長) 国の環境回復検討会で、河川・湖沼等の対応について、一般公衆の活動が多い施設(公園やグラウンド等)は、周辺の生活圏と空間線量率を比較し、必要に応じて除染を実施。降雨による出水後放射性セシウムの蓄積により空間線量率の著

しい上昇が認められた場合は、必要性や手法について検討。森林は、モニタリングや空間線量率の低減方法、林業再生対策等の実証事業を実施している状況が示された。町としては、河川も含め、生活圏以外の除染を引き続き国へ求めていく。

問 家屋のリフォーム等の仮置場は、早急に整備する必要があると思うが、いつごろから利用できるようになるか。

答 (町長) 家屋リフォームに伴う廃棄物は、産業廃棄物として国や地方公共団体が仮置場を設け処理することとなり、処理責任は請負事業者が有している。しかし、法的な問題のほか、東京電力による財物賠償、廃棄物処分業者等の風評による受け入れ拒否等の課題があり、これらの課題解決に向け国・県と協議を進めていく。

問 町営住宅における帰町後の活用について、耐震改修やリフォーム等はどのような計画になっているか。

答 (町長) 耐用年数や耐震診断等の結果を踏まえ、佐野・鐘突堂住宅の一部及び名古屋住宅の一部は取り壊し、その他については改修を実施。

◆津波被災者の救済について

問 津波被災者に対する救済措置について、施策を考えているか伺う。

答 (町長) 集団移転先住宅団地及び災害公営住宅の整備。災害公営住宅家賃低減化措置。住宅建設購入、用地購入、引越し費用、借入金利子相当額、被災宅地の盛り土、かさ上げ工事などの各種助成がある。

問 津波被害行政区一同として、津波被害者の全てが財物賠償の対象となるよう働きかけを要望した要望書に対し、町から文書による返答がないとのことだが。

答 (生活支援課長) 要望書には回答について記載がなかったが、要望内容は副町長会議で審議し20%の家財賠償を引き出したという経過がある。

問 他町では津波被災者に対する見舞金が出ているが、樫葉町では見舞金等は。

答 (生活支援課長) 町独自の支援について、今後、各町村の動向も注視しながら検討したい。

◆町民(借上げ住宅等)や子供たちの精神面について

問 子供の精神面や身体的な健康状態は、把握されているか。

答 (教育長) 2名のスクールカウンセラーが相談にあっており、中学校の相談件数は、男子で10件、女子で14件、小学校では、男子で44件、女子で43件と報告を受けている。

問 町民(借上げ住宅等)の精神面や身体的な健康状態は、把握しているのか。

答 (町長) 仮設連絡員の毎日の声かけ、民生児童委員による月1度の友愛訪問により状況把握に努めているところ。県内各地の避難者は、年1度訪問活動をし、状況を把握しているところ。

問 借上げ住宅避難者に対する支援が不十分であるという意見があるが。

答 (住民福祉課長) 社会福祉協議会でエリアを決めて順次回っているような状況だが、留守の場合も多い。課題についてはケア会議のほうで検討していく。



早ければ平成27年の春以降に、帰町をするにあたって町の主な施設の現状と今後取り組みについて伺う。

◆町民体育館今後の取り組みについて

問 今後の復旧までの時間と経費は。
答 (教育長) 今年度に設計業務を実施し、平成27年に災害査定を受け、災害復旧工事を行う予定。経費は概算で1億9,000万円を見込んでいる。

問 体育館場所移動等(新しくする。大きくするなど)考えはあるか。

答 (教育長) 現在の町民体育館の復旧を進め、建替え等は復旧後の耐用年数、財源の確保、今後の檜葉町の状況など、あらゆる角度から検討すべきと考えている。

問 今後アカデミーの子供たち、女子サッカーは檜葉中学校に呼び考えがあるのか。

答 (教育総務課長) 施設の整備を図り、受け皿として対応できる施設になるので、情報発信等々をしながら図っていききたい。

問 Jヴィレッジエリアに体育館を設置する考えは。

答 (町長) Jヴィレッジについては本来、地域住民の避難場所にも使うべきであると考えてお

り、施設がさらに良くなるよう町としてもしっかりと働きかけをしていきたい。

問 復旧後のイベントは考えているか。

答 (教育長) 復旧時の状況を勘案し、検討させていただきたい。

◆しおかぜ荘と天神岬公園の今後の取り組みについて

問 テニスコート・キャンプ場・オートキャンプ場・アイス等復旧はいつ頃になるのか、また、経費等は。

答 (町長・新産業創造室長) 公園内各施設の災害復旧については、調査設計費1,740万円を計上し、設計完了後、事業費が確定し次第、早ければ本年度内に復旧工事を完了したい。なお、テニスコート・バーベキューハウスは撤去する考え。

問 しおかぜ荘の復旧までの時間と経費について。

答 (町長・新産業創造室長) しおかぜ荘とサイクリングターミナルの復旧を一体として、平成27年度上期の竣工を目指し、施行したいと考えている。総事業費については、エレベーターの設置や一部洋室への変更、露天風呂の増設などの改修を含め5億9,750万円を見込んでいる。

問 町では今後の檜葉町振興公社に関してどのような方向性を考えているか。

答 (町長) 今後、町では、町内各観光施設を復興の核として整備を進め、引き続き檜葉町振興公社による施設維持管理をお願いする考え、帰町時期には本格営業再開が可能となるよう、新たな組織体制としての人員の確保や経営計画の策定など、早急に進めるよう助言してまいりたい。

◆コミセンの今後の取り組みについて

問 コミセンの復旧までの時間と経費は。

答 (教育長) 本年度において復旧を図る。経費については概算で8,530万円を見込んでいる。

問 今後の総維持費(年間)は。

答 (教育長) 維持経費として総額約1,000万円程度が必要かと思われる。

問 復旧後のイベント等(コミセンの収入なるような事業)考えているか。

答 (教育長) 町民の帰還の後押し、さらに絆の構築に寄与すべく、実施に向け検討してまいりたい。

問 コミセンの駐車場について広げる考えはあるか(コミセン前緑地など)。

答 (教育長) 景観を考えると、現段階においては広げることは困難かと思われるが、今後周辺施設の利活用を含め、検討したい。

問 コミセンの中に教育委員会・図書館・資料館が入っているが移動等は考えているか。

答 (教育長) コミュニティセンターは図書室、歴史資料館を併設した施設であり、現段階では新たに移動設置は考えていない。一方、教育委員会については、公民館内で生涯学習等の業務を行っていたこともあり、事務の効率等を精査し人員配置を含め、検討したい。

問 天神岬に計画されているピュースポットに資料館、若しくはお土産やアイス館など集中した建物をつくるべきと思うか。

答 (町長) 被災を受けた現状等々を伝えていくべく方法をしっかりと検討し、説明や展示等も含めて検討してまいりたい。

檜葉町国民健康保険税条例の改正

檜葉町国民健康保険特別会計の運営上、受益者負担に基づく適正な保険税率を適用するため一部改正。【全員賛成：可決】

8月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成26年8月22日：1日間】

【平成26年度一般会計補正予算（第2号）】

予算総額に4億2,170万円を追加し、歳入歳出予算総額 121億7,870万円とする。

【全員賛成：可決】

＜補正の主な事業、木戸川伏流水取水施設復旧工事等＞

工事請負契約の締結

- ◆庁舎太陽光発電設備工事設置工事 【契約額56,160,000円】
- ◆檜葉町コミュニティセンター災害復旧工事 【契約額80,460,000円】
- ◆総合グラウンド災害復旧工事 【契約額85,320,000円】

【全員賛成：可決】

9月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成26年9月30日：1日間】

檜葉町固定資産評価審査委員の選任

住所 北田字権現下42・氏名 松本健二（再任）【全員賛成：同意】



楡葉町の除染結果及び今後の予定
【説明:福島環境再生事務所（環境省）・福島復興局（復興庁）】

《開会日：平成26年6月20日・7月24日・9月24日》

◆概 要

楡葉町全域については、平成26年3月末を本除染の事業が終了し、現在、事後モニタリングと仮置場の作業を実施しているところ。

◆除染の効果

除染前と比較し、除染後においては線量の低減が確認された。各行政区における除染後の空間線量率地上1m（uSv/h）平均値は、上繁岡地区が最も高く0.64（除染前と比し58%の低減）、最も低い地区は山田岡の0.25（除染前と比し39%の低減）という結果であった。

◆事後モニタリング等

モニタリング結果を踏まえ、必要なフォローアップ除染を実施。

▽工 期 平成26年4月～12月

▽作業班 最大20班体制（1班2～3人程度）

▽事務所 楡葉町保健福祉会館内

▽測 定 宅地・農地・森林・道路・草地等

◆仮置場保管期間の延長

当初3年間を目途にしていたが、中間貯蔵施設の状況を鑑み保管期間を延長し平成27年4月1日から1年ごとの契約としたい。

◆家屋解体

▽解体申請 約800件

▽着手時期 10月上旬より順次着手（今年度中に約200件実施予定）

▽セメント瓦について、家屋解体にあわせ影響調査を実施する。

◆飲料水への安心に向けた取り組み

現在、飲料水については、飲み水として安全に使用できることが確認されている状況であることを踏まえ、安心に向けた取り組みを行っていく。

▽24時間モニタリング機器の導入（1時間ごとに定量測定）

▽第三者委員会における検証

▽相談員の配置、住民への情報提供、浄水場見学ほか

◆質 疑

Q. 木戸ダムの底質除染の実施（抜本的な問題解決対策の実施）。

A. 底質除染作業に伴い下流への汚染土壌の流出等の恐れがあり検討が必要。何らかの対策を考えていく。

Q. 飲料水について、安心の確保のための対策。

A. 安全について、解りやすく説明を重ね理解を深めていきたい。

Q. フォローアップ除染の実施基準を示すべき。
A. 各戸の状況を踏まえ柔軟に対応すべく基準を設定していない。

Q. 希望者について住宅地周辺の立木（イグネ）等の伐採をすべき。

A. 実証測定の結果では伐採における線量低減は確認されていない。



総務環境常任委員会

◆木戸ダム・水道企業団実態調査

【調査日：平成26年7月9日】

楡葉町の生活用水が安心して使用できる環境が確保されているか確認するため、施設の調査を行いました。

木戸ダム並びに水道企業団における施設及び用水の管理状況については、適正に管理され、生活用水としての安全基準も満たしていることが確認されました。

しかし、木戸ダム湖底のモニタリングについては、測定箇所が1ヶ所のみであり深さや測定位置にもバラつきがあり不十分であることが確認されました。

また、住民意識として木戸ダム湖底の汚染土壌に対する不安を取り除くための対策が講じられていない等の問題も見受けられました。

飲料水については、安全はもとより、安心の確保が大変重要となってくることから、国はもとより、木戸ダムの管理者である福島県においても、自主検査やダム湖底の汚染土壌を含め、住民が安全な水をより安心して使用できるような対策を講ずる必要であるとの結論となりました。



企業団における水質管理状況

◆まちづくりの計画に関する調査



スマートインター建設現場

【調査日：平成26年8月8日】

楡葉町土地利用計画アクションプラン策定に伴い、「コンパクトタウン計画（北田地内）」「竜田駅東側エリア計画」「復興インターチェンジ設置（大谷地内）」について、現地調査を行いました。

コンパクトタウン計画について、商業施設や医療施設、住宅等を集約し、移動容易性の高い住環境の整備を推進、当面の目標としては、平成28年度末に商業施設の開業を目指し計画が進められています。竜田駅東側エリアについては、廃炉関連企業等の生活と事業を支援するための地域活動の多様な機能の結節拠点として計画し、平成28年度末の企業宿舍開業を目指し整備が進められています。

復興インターチェンジについては、国に連結許可申請を行っており、許可になり次第、地元との協議を行い、測量や用地取得、調査、工事を進める計画となっています。

各計画が一体となり相乗的に効果を発揮することが重要となることが思料されました。

経済福祉常任委員会

◆災害による町内の実態調査

【調査日：平成26年8月8日】

楡葉町復興計画＜第二次＞において、学校再開を平成27年春としていることに伴い楡葉南小学校校舎並びにあおぞらこども園園舎の状況及び除染廃棄物仮置場における監視体制などについて、調査を実施しました。

南小学校及びこども園については、概ね復旧工事が完了。除染仮置場についても、住民の監視委員の設置も含めた監視体制が整備されており概ね適正に管理されていることが確認されました。

一方で南小学校やこども園に関しては、復旧工事であるため災害に対応した新たな改修がされていないことや仮置場については夜間監視や周辺地域の地下水等の検査など、より安心を与えるための対策なども検討していく必要が認められる結果となりました。



南小学校の状況を視察

◆賠償に関する調査



東京電力による説明

【調査日：平成26年8月28日】

第四次追補に伴う、住宅確保に関する賠償及び未だ賠償が行われていない部分についても調査を実施しました。

住宅確保に関する賠償について、運用など具体的な賠償基準等を東京電力より聞き取り調査を行った結果、従来持ち家であった方が新たに住居を確保する際の賠償については、各々に算定された上限額が設定されており、上限額以上の費用に関しては自己負担となることなど検討すべき課題が確認されました。

また、今後予定されている賠償について、墓石等（現在実施中。）や高額家財（検討を進めているところであり、廃棄等をする前には写真などを控えておく。）、山林等（現在、示された方針を基に進めているところ。）の説明が行われました。

この調査において、住宅確保については、地価や建築単価など現状を考慮した検討がなされていないことが確認される結果となりました。また、未だ行われていない賠償について、既に家財等を処分されている方も多く対応の遅さを感じられる結果となりました。

このことから、改めて早急且つ避難者に即した賠償の対応が求められるものと思料されました。

原子力発電所安全対策常任委員会

◆原子力発電所廃止・汚染水対策調査

【調査日：平成26年9月2日】

福島第一原子力発電所の1号機から4号機の廃止に伴う対策並びに同発電所において、発生している汚染水について、現状及び対策等の調査を行いました。

廃止対策としては、現在、4号機において使用済燃料の取り出し作業を実施中、平成26年度末の完了を目指し進められている状況であり、1～3号機に関しては作業のための調査や準備を進めているところとのことでした。

また、汚染水対策については、「汚染源を取り除く」「汚染源に水を近づけない」「汚染水を漏らさない」ための各種対策を講じているとのことでした。

この調査において、廃炉対策においては前回の調査から大幅な進捗は確認できませんでした。

また、汚染水についても、各種対策が行われているものの未だに汚染水が発生し続けている状況であり、抜本的な対策の向上は認められませんでした。

この様なことから、今後も引き続き、慎重に注視していく必要であることを改めて認識する結果となりました。



対策についてモニターによる説明（東京電力）

義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査特別委員会

◆ 檜葉町義援金等の調査

東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う檜葉町の義援金が他町村より少なく、その要因として、他の組織に誤って義援金が支援されているのではないかとされたことについて、その事実確認をするため本特別委員会において調査を行ないました。

調査は平成25年12月から平成26年9月までの間で延べ22回にわたり実施しました。

檜葉町の義援金が他町村と比べ少ないとされたことについて、檜葉町も含め周辺8町村の義援金の配布状況を調査しました。

その結果、各町村に支援された義援金については、国、県が世帯に応じて支援した義援金と企業や個人から直接町村に送られた義援金に別けられ、国、県からの義援金は、第一次配分は世帯当たりで配分しているため、どの町村も同額でした。

二次配分以降は、国・県から世帯を基準に配分された額を各町村において個人当たりで算出していたため、多少の差は認められましたが、檜葉町について特段に少ないということはありませんでした。

また、直接各町村に送られた町村独自の義援金について、ほぼ全額を住民支援として充てた葛尾村、双葉町、川内村を除く、5つの町村ではこの義援金を復興事業などにも充てており、総額及び一人当たりの義援金配分額に関し、檜葉町が特段に少ないということは認められませんでした。

《各町村独自の義援金（調査時）》

◆ 住民への支援分【多い順】

各町村の住民支援分の歳出総額は下記のとおり。

双葉町（507,753,000円）・浪江町（352,787,000円）・大熊町（288,525,000円）
川内村（240,456,000円）・富岡町（240,270,000円）・檜葉町（234,961,000円）
広野町（161,605,000円）・葛尾村（180,669,400円）

◆ 一人当たりの配分総額【多い順】

一人当たりの配分総額の合計は下記のとおり、なお、配分時期や配分回数は町村毎に異なります。

葛尾村（109,420円）・双葉町（69,000円）・川内村（64,000円）
檜葉町（29,000円）・富岡町（25,000円）・大熊町（25,000円）
広野町（15,000円）・浪江町（8,500円）

これ以外に各町村において、特定要件を設定し、その対象者のみへの義援金を配分しています。
檜葉町については津波被災者を対象として一人当たり9,917円を配分しています。

檜葉町への義援金が誤って他の組織に支援されたのではないかとされたことについて、檜葉町部局並びに誤って支援された可能性があるとして示唆された組織（以下、当該組織という。）について、資料の提供と関係者からの聞き取り、金融機関への照会などの調査を行ないました。

調査の結果、町部局並びに当該組織双方の資料及び聞き取り、金融機関からの回答を検証したところ誤って檜葉町の義援金が支援された形跡及び事実は確認されませんでした。

このことにより、当該組織に檜葉町の義援金が誤って支援されたことは考えにくいとの結論となりました。

この調査結果から、本委員会においては、檜葉町義援金他町村と比べ少ないとされたこと並びに檜葉町への義援金が誤って他の組織に支援されたのではないかとされたことについては、この様な事実は無かったものとの結論に至りました。

このことを踏まえ、この様な問題が発生した要因として、次のことが考えられます。

- ・ 檜葉町義援金の当初の配分額と、同時期に各町村において配分された義援金の支払方法の違いにより、一括で支払われた金額に差が生じていたこと

- ・当時、住民間において他町村の状況などの情報交換が活発に行われており、金額など特定の情報のみが広く流布し、正確な情報が伝わらなかったこと
- ・問題が生じた時点において、原因究明などの詳細な調査が行われず、適切な周知などの対応が行われなかったこと
- ・同時期に活動していた当該組織について、この組織が私的機関でありながらの名称に「檜葉町」という公共団体を想起される名称を使用していたことや檜葉町議会議員を中心に組織が構成されていたため、公的組織と誤解されやすい状況にあったこと
- ・この組織の実態としては私的に立ち上げられた組織であったため、その活動内容や活動資金が明らかでなかったこと

以上の要因が重なりこの問題を複雑化かつ長期化させる原因となったものとの思料されます。今後の対応については、

◆町として検討すべき対策等について

- ・再発防止策を含めた所要の事務の改善
- ・マニュアル等の整備
- ・職員への研修並びに指導
- ・同様の問題が発生した場合の問題の早期解決に向けた対応 など

◆議会として検討すべき対策等について

- ・議会及び議員の権能行使
- ・活動の中で再発防止に係る法令遵守
- ・自浄能力なども含めた意識醸成に努める
- ・災害時における議会と議員の役割の明確化
- ・指示系統の統一化 など

が必要であると思料されました。

また、この問題の完全な解決のためには、当該組織による明瞭な説明などの対応が行われることが望ましいとの意見が申し添えられました。

議会活性化に関する特別委員会

◆檜葉町議会基本条例策定審査

本委員会は議会活動における基本条例等を整備しながら、地域住民に望まれる議会活性化を目指すことを目的として、平成22年3月に設置され檜葉町議会基本条例策定に向け調査が行われていたが、震災に伴い調査未了となっていました。

しかし、震災に伴い、町の事務事業は増加し、議会の責任もますます増大してきていることを鑑み、檜葉町議会基本条例を策定しさらなる議会改革を推進するべきとのことから、あらためて委員会を設置し、調査を再開することとなりました。

調査は平成25年10月から平成26年9月までの間、延べ19回にわたり行われ、従前の檜葉町議会基本条例を素案として、現在の檜葉町状況を踏まえ、先進地の事例や福島県議長会及び檜葉町議会議員、檜葉町条例担当などの意見等を集約し、改めて内容の見直しを行い、9月定例会において本委員会より「檜葉町議会基本条例（案）」の制定を提案し、全員賛成により可決されました。

最後に、本条例は震災以前から数えて述べ2年間にわたり調査した結果であり、本議会における議会改革の根幹をなすべきものと言えます。本議会がこの条例の制定を契機として、より一層の機能強化と活性化に努め、町民の負託に応えられる議会の実現に向けて邁進することを期待しますとの意見が添えられました。

なお、条例の全文は次ページ以降に掲載されています。

檜葉町議会基本条例

(前文)

地方分権の進展により、自治体の自主的な決定権が拡大する中、町民の意思に根ざした議員の主体的な活動が期待されている。

檜葉町議会は、日本国憲法に定める地方自治の理念のもとに、二元代表制の一方の機関として町民の意思を町政に的確に反映させるため、檜葉町としての最良の意思を導く使命を負っている。

このような使命を達成するために、議員の自己研さんや議員間の自由討議の展開に努めるとともに、町民に対して積極的に議会の持てる情報の公開と政策活動への多様な町民参加を推進するなど、活力ある開かれた議会を目指し、檜葉町議会基本条例を制定する。

檜葉町議会及び議員は、この条例の定めるところにより、存在感と実行力のある議会を築くため、使命感を持って職務に取り組み、もって檜葉町民の福祉向上と豊かな地域社会を実現することを誓約する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自主自律が求められる地方分権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な基本事項を定めることにより、町民から身近で信頼される議会運営を基本とした、町民が安心して楽しく生活できる豊かな町づくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを自覚し、公平・公正・透明性を重視するとともに、情報公開と町民参加を不断に推進する議会を目指して活動するものとする。

2 議会は、町政執行を監視・評価するとともに、町民の多様な意見をもとに政策立案を行うものとする。

3 議長は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心に議会運営に努めるものとする。

4 議会は、議案等を審議する際には、十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について町民への説明責任を十分に果たすものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、町政全般の課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、政策立案能力を高めるため、不断の研さんにより自らの資質の向上に努めるものとする。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間において自由にかつ達な討議を行うとともに、政策、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うものとする。

3 議員は、一部団体や地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上のために活動するものとする。

第3章 議会と町民の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対し、議会活動を積極的に公開するとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開することとし、また、議会報告会を開催し、討議内容や議決事件を説明するとともに、町政全般に関する課題等について町民と意見交換を行うものとする。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。

- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案として位置づけ、その審議に当たっては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、議員活動に対して町民の評価が的確になされるよう、審議状況及び各議員の対応を議会広報等で公表するものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議会における審議の方法)

- 第5条 議会審議における質疑及び質問は、町政上の論点及び争点を明確にするとともに一括方式とし、一般質問を行う議員は、必要に応じ議長の許可を得て一問一答方式を選択することができる。
- 2 議長から出席を要求された町長及びその他の執行機関並びにそれらの補助機関である職員(以下「町長等」という。)は、前項に規定する質疑及び質問に対して、議長の許可を得てその内容を確認するための反問をすることができる。

(町長等の政策等に伴う経過説明)

- 第6条 町長等は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項を説明するよう努めるものとする。
- (1) 政策等の趣旨、根拠及び提案の経緯等
 - (2) 検討した他の政策案等の内容
 - (3) 総合計画における根拠及び位置づけ
 - (4) 関係する法令及び条例等
 - (5) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (6) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

- 第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するように努めるものとする。

(政策提案及び政策提言)

- 第8条 議会は、政策の水準の向上を図るため、必要に応じ、条例及び議案の提案、修正及び決議等により政策提案を行うとともに、町長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。

(議会の議決事項)

- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項については、町民の代表機関である議会が町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮のうえ、別に条例で定めるものとする。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会の適切な運営)

- 第10条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、所管事項について積極的に調査するとともに、委員会の専門性と特性を生かし適切な運営に努めるものとする。

(議会図書室)

- 第11条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。
- 2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等の利用に供し、有効活用を図るものとする。

(議会事務局の調査及び法務機能)

第12条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

- 2 議会は、議員の政策立案機能の向上を図るため、議員自らの企画及び立案によりその任期中議員研修を開催するものとし、その結果を議会広報等で町民に報告するものとする。
- 3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、議会広報を行うに際しては、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段を活用し、議会独自の視点から、町政に係る重要な情報を周知するとともに、町民からの意見や要望等を取り上げ、その内容と対応等を公表し、町民に親しまれ充実した内容となるように努めるものとする。

第6章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数(以下「定数」という。)及び議員報酬(以下「報酬」という。)は、別に条例で定める。

- 2 定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のみならず、町政の現状と課題、将来の予想及び展望並びに議員活動の評価等を十分に考慮するとともに、参考人及び公聴会制度の活用等広く町民の意見を聴取することに努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第7章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会運営にあたり、日本国憲法、議会に関する法令等及びこの条例の規定を遵守し、かつ、これらの規定にしたがって判断するものとする。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される条例、規則等を遵守し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たすものとする。

(見直し手続)

第19条 議会は、毎年この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項の検討結果、条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景を説明するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議会の活動【7月～9月まで】

日付	7月	
1	双葉地方市町村圏組合議会臨時会(広野町)	
	消防・救急デジタル無線運用開始式(楡葉町)	
	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)	
2	常磐道双葉地区舗装アスファルトプラント火入れ式(大熊町)	
9	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(楡葉町)	
14	議会の活性化に関する特別委員会(いわき市)	
16	全国原子力発電所所在市町村議会議長会定期総会(東京都)	
17	例月出納検査(いわき市)	
18	議会運営委員会(いわき市)	
	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)	
24	平成26年第5回7月楡葉町議会臨時会(いわき市)	
	全員協議会(いわき市)	
27	双葉地方消防協会会部大会(川内村)	
	双葉地方町村対抗野球大会(楡葉町)	
31	ここなら商店街開店式(楡葉町)	
日付	8月	
1	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)	
	4	
	5	
6	相馬港建設促進期成同盟会総会(相馬市)	
8	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(楡葉町)	
11	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)	
12	議会運営委員会(いわき市)	
	議会の活性化に関する調査特別委員会(いわき市)	
18	双葉地方広域市町村圏組合保健衛生常任委員会(広野町)	
19	例月出納検査(いわき市)	
20	復興大臣政務官と議会議長の意見交換会(福島市)	

20	双葉地方広域市町村圏組合消防厚生常任委員会(広野町)
21	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会(広野町)
22	平成26年第6回8月楡葉町議会臨時会(いわき市)
	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)
25	双葉地方水道企業団定例会(楡葉町)
27	福島県町村正副議長・事務局長会議(福島市)
28	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(いわき市)
29	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会(広野町)
日付	9月
2	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(いわき市)
	議会の活性化に関する調査特別委員会(いわき市)
3	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会(いわき市)
5	
7	敬老会(いわき市)
9	議会運営委員会(いわき市)
11	楡葉町議会合同委員会(いわき市)
12	議会の活性化に関する調査特別委員会(いわき市)
16	
17	平成26年第7回9月楡葉町議会定例会(いわき市)
18	
19	
24	全員協議会(いわき市)
	議会運営委員会(いわき市)
26	モックアップ施設起工式(楡葉町)
	復興大臣政務官と議会議長の意見交換会(広野町)
	例月出納検査(いわき市)
27	あおぞらこども園運動会(いわき市)
30	平成26年第8回9月楡葉町議会臨時会(いわき市)

町民と議会との懇談会を開催します

平成26年度において、2回目となる「檜葉町議会住民懇談会」を下記の日程にて開催いたします。皆様のご意見などをお聞きし、今後の議会活動に活かしたいと考えておりますので、多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

◆日程等〈当日都合のわるい場合は、どこの会場でも来場可能です。〉

月 日	時 間	会 場		対象地区
11月5日 (水)	10:00~12:00	いわき市	飯野応急仮設住宅談話室	飯野
	13:30~15:30	いわき市	高久第5応急仮設住宅談話室	高久第5
11月6日 (木)	10:00~12:00	いわき市	高久第10応急仮設住宅第1集会所	高久第10
	13:30~15:30	いわき市	高久第6応急仮設住宅談話室	高久第6
11月7日 (金)	10:00~12:00	いわき市	高久第8集会所	高久第8
11月8日 (土)	10:00~12:00	いわき市	内郷白水応急仮設住宅集会所	内郷白水
	13:30~15:30	いわき市	高久第9応急仮設住宅第1集会所	高久第9
11月10日 (月)	10:00~12:00	いわき市	上荒川応急仮設住宅第2集会所	上荒川 A,B,C1~C3
	13:30~15:30	いわき市	上荒川応急仮設住宅第2集会所	上荒川 C4~C8,D,E,F
11月11日 (火)	10:00~12:00	いわき市	四倉細谷応急仮設住宅談話室	四倉細谷
	13:30~15:30	いわき市	作町1丁目応急仮設住宅集会所	作町
11月14日 (金)	13:30~15:30	いわき市	常磐銭田応急仮設住宅談話室	常磐銭田
11月16日 (日)	10:00~12:00	いわき市	檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室2階	全域(借上等)
	13:30~15:30	いわき市	檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室2階	全域(借上等)
11月17日 (月)	10:00~12:00	いわき市	相子島応急仮設住宅談話室	相子島
	13:30~15:30	いわき市	林城八反田応急仮設住宅集会所	林城八反田
11月25日 (火)	13:00~15:00	水戸市	茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階4F-4G会議室	茨城県全域
11月26日 (水)	10:00~12:00	東京都	東京都台東区東上野2丁目18-7 共同ビル上野2階TKP上野ビジネスセンター カンファレンスルーム2D	関東地方全域
11月27日 (木)	10:00~12:00	会津美里町	大沼郡会津美里町字宮里94他 宮里応急仮設住宅サポートセンター	会津地方全域
	13:30~15:30	郡山市	郡山市安積町成田字東丸山61 郡山カルチャーパーク内カルチャーセンター 1階第1会議室	福島、郡山他 中通り全域